



佐賀県公報

平成17年
6月6日
(月曜日)
第 12613号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

◎佐賀県地域産業支援センター条例施行規則

(八四・新産業課) 一

規 則

告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(三四三・障害福祉課) 六

○道路の区域の変更

(三四四・道 路 課) 六

○道路の供用開始

(三四五・") 六

○道路の区域の変更

(三四六・") 六

○道路の供用開始

(三四七・") 六

○字の区域の変更

(三四八・市町村課) 七

○建設業の許可の取消処分

(建設・技術課) 四

○農業振興地域の区域の変更

(農山漁村課) 五

○地盤沈下対策事業白石平野地区龍神排水機場の電気設備製作据付工事及び海岸保全施設整備事業福富地区龍神排水樋門の操作設備製作据付工事に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札

(") 五

教 育 委 員 会 事 項

◎佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例
施行規則

(規則・二二) 一七

公布された規則のあらまし

○佐賀県地域産業支援センター条例施行規則（規則第八四号）

- 1 指定管理者の申請の方法を定めることとした。（第四条関係）
- 2 指定管理者の指定の基準を定めることとした。（第五条関係）
- 3 指定管理者の管理の基準を定めることとした。（第六条～第八条関係）
- 4 その他所要の事項を定めることとした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 6 佐賀県地域産業支援センターの管理に関する規則は、廃止することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

○ 規 則

佐賀県地域産業支援センター条例施行規則をここに公布する。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十四号

佐賀県地域産業支援センター条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、佐賀県地域産業支援センター条例（平成九年佐賀県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料の減免）

第二条 条例第四条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。

一 県若しくは財團法人佐賀県地域産業支援センターが主催し、又は他の団体と共に催して行う企業の事業活動に対する支援事業に施設を使用する場合

使用料の全額

二 催物の準備をし、又は現状に復するために施設を使用する場合 使用料の二分の一に相当する額

三 その他知事が特別の理由があると認める場合 使用料の一部の額又は全額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料减免申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第三条 条例第五条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(申請の方法)

第四条 条例第六条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書
二 法人にあつては、法人登記簿の謄本
三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他知事が必要と認める書類
(指定の基準)

第五条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 佐賀県地域産業支援センター(以下「支援センター」という。)の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 支援センターの施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、支援センターの効用を最大限に發揮することともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿つた管理を行う能力を有していること。

(休所日)

第六条 条例第六条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち支援センターの休所日は、次に掲げる日を除き、一週間につき二日を限度とする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に休所することができる。

(開所時間)

第七条 管理の基準のうち支援センターの開所時間は、一日につき十二時間以上とする。

(使用の制限)

第八条 管理の基準のうち指定管理者が支援センターの施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 支援センターの設置の目的に反する使用をするおそれがある場合
- 二 支援センター内の秩序を乱すおそれがある場合
- 三 支援センターの施設又は設備をき損するおそれがある場合
- 四 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が支援センターの施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 使用許可申請書の内容に偽りがあつた場合
- 二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
- 三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は第一項第四号の規定により支援センターの施設の使用の制限

をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(事業報告書の提出)

第九条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 支援センターの管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県地域産業支援センターの管理に関する規則の廃止)

2 佐賀県地域産業支援センターの管理に関する規則（平成十年佐賀県規則第十二号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、支援センターの管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所

氏名

下記のとおり使用料の(減額・免除)を受けたいので申請します。

記

使 用 日 時	年	月	日	時から
	年	月	日	時まで
使 用 施 設 名	<input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 研究開発室 <input type="checkbox"/> 第2研修室			
使 用 目 的				
減額・免除を申請する理由				
使 用 料	減 免 前 の 金 額	減 免 す る 金 額	徴 収 す る 金 額	
	円	円	円	

様式第2号(第3条関係)

使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所

氏名

次のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

許可番号	第	号	
許可年月日	年	月	日
使用施設	<input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 第2研修室	<input type="checkbox"/> 研究開発室	
還付を申請する理由			
還付を受けようとする金額	金	円	
備考			

○告示

●佐賀県告示第三百四十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古川康

指定医師名	診療科目	診療場所	指定年月日
井上 明美	内科	鳥栖市轟木町一五二三番地六	平成一七・五・一〇
古賀 英之	"	今村病院	"
西川 英夫	整形外科	鳥栖市原町六七〇番地一	"
服巻 信也	"	唐津市船宮町二五八八番地三	"
鶴田 敬郎	"	武雄市武雄町大字富岡七六四一番地一	"
森澤 佳三	"	副島整形外科病院	"
高木 紀人	泌尿器科	武雄市武雄町大字富岡一一〇八三番地	"
中島久美子	"	武雄市立武雄市民病院	"

●佐賀県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年六月六日から平成十七年七月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次とのおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年六月六日から平成十七年七月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年六月六日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三三三号	唐津市浜玉町五反田字水車二四六一番一地先から 唐津市浜玉町南山字中繩手二七三〇番二地先まで	平成一七・六・六

道路の種類及び路線名	区間	道路の区域	変更前後の別
一般国道 三三三号	唐津市浜玉町五反田字水車二四 六一番一地先から 唐津市浜玉町南山字中繩手二七 三〇番二地先まで	二一・六	二二・〇
	唐津市浜玉町五反田字水車二四 六一番一地先から 唐津市浜玉町南山字中繩手二七 三〇番二地先まで	二三・五	九一・二
	唐津市浜玉町五反田字水車二四 六一番一地先から 唐津市浜玉町南山字中繩手二七 三〇番二地先まで	一〇・四	八四・八
	前	後	メートル幅員
	一〇・四	一三・五	メートル長
	八四・八		メートル長

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年六月六日から平成十七年七月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の 区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
武雄多久線	武雄市武雄町大字昭和四八四番地先から二二〇二番二地先まで	武雄市武雄町大字富岡字竹下一	後	四二・八	二八二・六
武雄多久線	武雄市武雄町大字富岡字竹下一	武雄市武雄町大字昭和四八四番地先から二二〇二番二地先まで	前	一七・〇	九・〇
武雄多久線	武雄市武雄町大字富岡字竹下一	武雄市武雄町大字昭和四八四番地先から二二〇二番二地先まで		四二・八	二七九・四

●佐賀県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年六月六日から平成十七年七月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第三百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、佐賀市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があった。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古川康

区域を変更する 字の名称	同上に編入する区域
兵庫町大字若宮字若	兵庫町大字一本柳二三〇五、二四八一、二四八四、二四九四、二四九五、二五〇一、二五一、二五二五、二五三一、二五五、二五六、二五七、二五七三、二五八五、二五八三、二五九、二五九三、二六〇二及び二六一一から二六一五まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

県道 武雄多久線	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
武雄市武雄町大字富岡字竹下一二二〇二番二地先まで	武雄市武雄町大字昭和四八四番地先から	平成一七・六・七	平成一七・六・七

兵庫町大字東屋敷二四五、三〇一、三〇二、三〇五、三〇九、三一〇、三一三、三一四、六二九、六五六の一部、六五七、及び八九〇並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
兵庫町大字一本柳二三〇五、二四八一、二四八四、二四九四、二四九五、二五〇一、二五一、二五二五、二五三一、二五五、二五六、二五七、二五七三、二五八五、二五八三、二五九、二五九三、二六〇二及び二六一一から二六一五まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
兵庫町大字一本柳二三〇五、二四八一、二四八四、二四九四、二四九五、二五〇一、二五一、二五二五、二五三一、二五五、二五六、二五七、二五七三、二五八五、二五八三、二五九、二五九三、二六〇二及び二六一一から二六一五まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
兵庫町大字一本柳二三〇五、二四八一、二四八四、二四九四、二四九五、二五〇一、二五一、二五二五、二五三一、二五五、二五六、二五七、二五七三、二五八五、二五八三、二五九、二五九三、二六〇二及び二六一一から二六一五まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
兵庫町大字一本柳二三〇五、二四八一、二四八四、二四九四、二四九五、二五〇一、二五一、二五二五、二五三一、二五五、二五六、二五七、二五七三、二五八五、二五八三、二五九、二五九三、二六〇二及び二六一一から二六一五まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字五本松七二九_一、七三〇_一、七三一_四、七三二_一、
二_一、七三三_一、七三四_一、七四八_一から七四八_三まで、七四九_一、
七五〇_一、七五〇_三、七五一_一、七五一_六、七五三_一、七五四_一、七
五三_一、七九三_三、七九五_一、七九六_一から七九九_一まで、八〇一_一か
ら八〇五_一まで、八〇七_一から八〇九_一まで、八一一_一、八一一_三、八
一二_一及び八一三_一並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
兵庫町大字若宮字次郎屋敷七四三_一、七四三_三、七四四_一、七四
六_一、七四七_一及び七四七_三並びにこれらに伴う道路及び水路の区
域
兵庫町大字若宮字北屋敷七六六_一、七六八_一、七六九_一及び七七
〇_一並びにこれらに伴う道路の区域
兵庫町大字若宮字四本黒木八一五_一、八一六_一、八一六_五、八
二三_一、八二四_一、八二五_一、八二五_三及び八二六_一から八三一_一まで
並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
兵庫町大字若宮字五本杉八三五_一、八三六_一、八三七_一、八三八
一_一、八三八_三、八三九_一、八四二_一、八四六_一、八四九_一、八四九_三
八五〇_一、八五〇_三、八五一_一、八五一_三、八五二_一、八五三_一、八
五四_一、八五五_一、八五五_三、八五六_一から八五八_一まで、八六〇_一
八六一_一、八六二_一、一八五二_一、一八五二_三、一八五三_一、一八五
三_三、一八五三_七、一八五三_九、一八五三_{一四}、一八五四_一、一八
五四_一、一八五五_一、一八五七_一、一八五八_一、一八五九_一、一八六
〇_一、一八六一_一、一八六三_一、一八六四_一、一八六七_一、一八六八_一
一八六九_一、一八七〇_五、一八七七_一、一八七七_{一〇}及び一八七七_一
並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
兵庫町大字若宮字吉野八八三_一及び八八三_四並びにこれらに伴
う水路の区域
兵庫町大字若宮字四本杉八九六_一から八九六_三まで、八九七_一
から八九七_四まで、八九八_一、八九九_一、九〇一_一から九〇一_三まで、
九〇二_一、九〇四_一から九〇一〇まで、九一一_一、九一三_一、九一四_一か
ら九一四_三まで、九一五_一及び九一七並びにこれらに伴う道路及
び水路の区域
兵庫町大字若宮字三本杉九一八_一、九一九_一、九二〇_一、九二〇_三_一
九二一_一、九二一_三、九二一_四、九二三_一、九二三_三から九二三_三ま
で、九二四_一、九二四_三、九二四_四、九二五_一、九二六_一、九二六_三、
九二七_一、九二七_三、九二八_一から九二八_四まで、九二九_一、九二
二

中 兵庫町大字若宮字野	九二 _一 、九三〇 _三 、九三一 _一 、九三一 _三 、九三二 _一 、九三二 _三 、 九三二 _一 、九三三 _一 、九三三 _三 、九三三 _五 、九三四 _一 、九三五 _一 から九三五 _三 まで、九三六 _一 、九三七 _一 、九三八 _一 、九三九 _一 、九四〇 _一 、九四〇 _三 、 九四〇 _四 、九四一 _一 、九四二 _一 、九四三 _一 、九四三 _三 、九四四 _一 及び九 四五 _一 並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 兵庫町大字若宮字一本松一九二三 _一 及び一九二七 _三 並びにこれ らに伴う水路の区域 兵庫町大字若宮字一本柳二二三 _五 及び二二三 _六 の地先の水路 兵庫町大字若宮字三本松三八八 _一 の地先の水路 ○ _一 及び二六〇 _三 の地先の道路及び水路 兵庫町大字若宮字一本柳二二三 _五 及び二二三 _六 の地先の水路 兵庫町大字若宮字三本松四五八 _三 、四九九 _一 、四九九 _五 、五一 八 _一 、五 _一 八 _五 及び七二〇 _一 の地先の道路及び水路 兵庫町大字若宮字三本黒木五三八 _七 及び六四九 _三 の地先の道路 及び水路 兵庫町大字若宮字一本黒木六三 _一 、及 _一 び六三七 _{一〇} の地先の道 路及び水路 兵庫町大字若宮字次郎屋敷七四四 _一 の地先の水路 兵庫町大字若宮字一本黒木の水路 兵庫町大字若宮字四本黒木八一五 _一 及び八二八 _一 の地先の水路 兵庫町大字若宮字五本杉八六〇 _一 及び八六一 _一 の地先の道路及 び水路 兵庫町大字若宮字屋敷八八二 _一 の地先の水路 兵庫町大字若宮字三本杉九一〇 _一 の地先の水路 兵庫町大字若宮字三本杉九一〇 _三 の地先の水路 一 _一 、二二四二 _一 、二二五五 _一 、二二五七 _一 、二二六一 _一 、二二六二 _一 一 _一 、二二六二 _一 、二二六四 _一 、二二六四 _三 、二二六五 _一 、二二六七 _一 二三六八 _一 、二三六八 _三 、二三五六 _一 、二三五六 _三 、二三五七 _一 二三五七 _三 、二三五八 _一 、二三五八 _三 、二三五八 _四 、二三五九 _一 二三六〇 _一 、二三六〇 _三 、二三六一 _一 、二三六二 _一 、二三六二 _四 及 び二三六二 _五 並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
----------------	---

兵庫町大字若宮字四本黒木八一六〇、八一八〇、八一八〇、八一九〇、八二〇〇、八二〇〇から八二〇〇まで、八二一〇から八二一〇まで、八二三〇、八二三〇五、八二三〇六及び八三三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字五本杉八三四〇、八三五〇、一八五三〇六、一

八五三〇七、一八五四〇六、一八五七〇、一八五七〇四、一八五九〇七、一

八六一〇、一八六二〇、一八六二〇、一八六三〇、一八六三〇、一八六六〇、一

八六九〇、一八七〇〇七、一八七〇〇四、一八七〇〇、一八七〇〇、一

八七六〇、一八七六〇、一八七七〇六、一八七八〇、一八七八〇、一

八八〇、一八八〇、一八八三〇、一八八四〇、一八八五〇、一八八八〇、

一八九〇〇、一八九〇〇、一八九〇〇、一八九〇〇、一八九〇〇、一

一八九一〇、一八九三〇、一八九三〇、一八九三〇、一八九三〇、一

一八九五〇並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字一本松一八九八〇、一八九九〇、一九〇〇〇、一

一九〇〇〇、一九〇六〇、一九〇六〇、一九〇八〇から一九〇八〇まで、一

一九〇九〇から一九〇九〇まで、一九一〇〇、一九一〇〇から一九

一〇六まで、一九一一〇、一九一一〇、一九一二〇、一九一二〇、

一九一三〇から一九一三〇まで、一九一四〇から一九一四〇まで、

一九一五〇、一九一五〇、一九一五〇から一九一五〇まで、一九九

六〇、一九九六〇、一九九六〇、一九九六〇、一九九七〇、一九九

九〇、一九九九〇、二〇〇〇〇、二〇〇〇〇、二〇〇〇〇、二〇〇〇〇、

四〇、二三〇一〇、二三〇三〇、二三〇三〇、二三〇五〇、二三〇

〇、二三六九〇、二三六九〇、二三七〇〇、二三七〇〇、二三五五

及び二三五五〇並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字一本松一九一六〇、一九一八〇、一九一八〇、一

から一九一八〇まで、一九一九〇から一九一九〇まで、一九二〇〇、

一九二三〇、一九二五〇、一九二五〇から一九二五〇まで、一九二

六〇、一九二六〇、一九二七〇、一九二八〇から一九二八〇まで、

一九二八〇、一九二九〇、一九二九〇、一九二九〇、一九三〇〇、

一九三〇〇、一九三一〇から一九三一〇まで、一九三二〇から一九

三〇まで、一九三三〇、一九三三〇、一九三三〇、一九三三〇、一

九三五〇、一九三六〇、一九三七〇、一九三八〇、一九四〇〇から

一九四二〇まで、一九四三〇から一九四四〇まで、一九四五〇、一

四六〇、一九四七〇、一九四七〇、一九四八〇、一九四九〇、一九

〇〇、一九五一〇、一九六〇〇、一九六〇〇、一九六〇〇、一九六〇〇から一九六〇〇まで及び一九七六〇並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字下野中一九五二〇、一九五六〇及び一九五六

兵庫町大字若宮字屋敷一九五三〇、二五九五〇、二五九七〇、二

五九八〇、二六〇一〇、二六〇二〇、二六〇三〇、二六〇三〇、二六

一三〇、二六一四〇、二六一四〇、二六一五〇から二六一五〇まで、

二六一七〇及び二六一八〇並びにこれらに伴う道路及び水路の区

域

兵庫町大字若宮字屋敷副一九五七〇の一部及び二一九九〇の一部

兵庫町大字若宮字掛屋敷一九七九〇、一九七九〇、一九八〇〇、

一九八一〇、一九八二〇、一九八三〇及び一九八四〇並びにこれらに

伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字三本松二〇〇一〇、二〇〇〇五〇、二〇〇〇五〇、

二〇〇六〇、二〇〇六〇、二〇〇八〇、二〇〇九〇から二〇〇一〇ま

で、二〇一二〇、二〇一二〇、二〇一二〇、二〇一二〇、二〇一二〇、二

二三四〇、二三六三〇、二三六三〇、二三六五〇、二三六五〇、二

三六八〇、二三六八〇、二三六九〇、二三七〇〇、二三七一〇、二

三七一〇、二三七二〇、二三七二〇、二三七二〇、二三七二〇、二

三七九〇、二三八四〇、二三八四〇、二三八五〇、二三八五〇、二三

八八〇、二三八九〇、二三九〇〇、二三九一〇、二三九一〇、二三

九二〇及び二三九二〇並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字一本柳二〇〇二〇、二〇〇二〇、二〇〇二〇

及び二〇〇三〇並びにこれらに伴う水路の区域

兵庫町大字若宮字四本杉二〇一三〇、二〇一四〇、二〇一五〇、

二〇二六〇から二〇二八〇まで、二〇一九〇、二〇一九〇、二〇一九〇、二

二〇三一〇、二〇三三〇から二〇三四〇まで、二〇三五〇、二〇三六〇、

二〇三七〇、二〇三七〇、二〇三八〇、二〇三八〇、二〇四一〇から

二〇四三〇まで、二〇四五〇、二〇四六〇、二〇四六〇、二〇四七〇、

二〇四八〇、二〇四九〇及び二〇五二〇並びにこれらに伴う道路及

び水路の区域

兵庫町大字若宮字草原二〇六一〇、二二一三四一〇及び二二三八〇

並びにこれらに伴う水路の区域

兵庫町大字若宮字三本杉二〇七一の一部、二〇七二の一部、
二〇八六、二〇九〇、二〇九一、二〇九三から二〇九五まで、
二〇九六、二〇九七、二〇九七六、二〇九八、二〇九八三、
二〇九九から二一〇四まで、二一〇五、二一〇五一、二一〇六
、二一〇六二、二一〇七、二一〇八、二一〇九、二一〇九一、
二一〇九二、二一〇九三、二一一一、二一一一二、二一一一三、
二一一一四、二一一三、二一一三一、二一一三二、二一一四一から二一一四三
まで、二一一五、二一一五二、二一一六一から二一一六五まで、
二一一八、二一一八三、二一一八四、二一一九一及び二一一九三
並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字明屋敷二〇八九一及びこれに伴う水路の区域

二三三九、二三三九、二三三九、二三三〇、二三三一、
二三三三、二三三五の一部及び二三三五並びにこれらに伴
う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字四本松二一四五、二一四五三、二一四六三、
二一四八、二一四八三、二一四八四、二一四九、二一五一三、二
一五二三、二一五三、二一五四、二一五五、二一五七、二一
五八、二一五九、二一六一、二一六二、二一六三、二一六
五三、二一六六四、二一六七、二一六九、二一六九三、二一六九
四、二一六九七、二一六九九、二一六九二、二一六九三、二一七
〇、二一七〇三、二一七一四、二一七一五、二一七八五から二一
七八七まで、二一七九、二三五一、二三五三、二三五三、二

五百四 及て二二五四並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
兵庫町大字若宮字二本黒木三二八四、二五一七から二五二一
七五まで、二五一八、二五一九から二五一九四まで、二五二〇、
二五二〇三、二五二七、二五三〇、二五三一、二五三三、二
五三四、二五三五、二五三五、二五三六、二五三七、二五三
八、二五三九、二五四一、二五四六、二五四七、二五四七、
二五四八、二五四九、二五五一、二五五一、二五五三、二
五五四、二五五五、二五五六、二五五八、二五五九、二五
六〇、二五六二、二五六三、二五六三、二五六四、二五
六四、二五六五、二五六八、二五七一、二五七一、二五
七二から二五七二四まで、二五七三、二五七三八から二五七三
三まで、二五七六、二五七七、二五七八、二五八〇、二五
八一、二五八二、二五八三、二五八三、二五八四、二五八
五、二五八五、二五八六、二五八七、二五八九、二五九〇、
二五九一、二五九一、二五九二、二五九三、二五九三、
二五九五、二六一〇の一部、二六一〇、二六二一、二六二
一四、二六三二、二六三二、二六三二四から二六三四まで、
二六三五、二六三五、二六三五、二六三五、二六三六から二六三六ま
で、二六三七、二六三八、二六三九、二六三九、二六四二
、二六四三、二六四五及び二六五二並びにこれらに伴う道路
及び水路の区域

及び水路の区域

兵庫町大字若宮字西屋敷三三四八、二三四八及び二三五〇並びにこれらに伴う水路の区域

兵庫町大字若宮字中島二六〇〇一及び二六〇〇一
び水路の区域

兵庫町大字若宮字中島二六〇〇四、二六〇七、二六〇八、
二六〇九及び二六〇九三

兵庫町大字若宮字宮ノ内二六〇四、二六〇七、二六〇八、
二六〇九及び二六〇九三

兵庫町大字若宮字傍示二六一六、二六二三、二六二三、
二六二八、二六三三四及び二六三三五

兵庫町大字若宮字五本杉一八六七、一八六七五、一八七三
から一八七三まで及び一八七四の地先の道路及び水路

兵庫町大字若宮字掛屋敷一九九二、一九九四及び一九九四三
の地先の水路

兵庫町大字若宮字一本杉二四二七、二四二七四、二四二九、
二四四〇、二四四二、二四四四、二四四四、二四四四、二
四四五、二四四五、二四四六、二四四七、二四四九、二
四四五、二四五二、二四五三、二四五三、二
四五五、二四五六から二四五八まで、二四六〇、二四六一、
二四六二、二四六二から二四六六まで、二四六七、二四六八
、「二四六八、二四七〇、二四七一、二四七二、二四七三、
二四七三、二四七四、二四七四、二四七五、二
四七七の一部、二四七七、二四七八、二四七八第三、二四七
九、「二四七九、二四八〇」の一部、二四八一、二四八一、
二四八二、二四八三、二四八三から二四八三まで、二四八
三の一部、二四八四、二四八四、二四八四、二四八四、
二四八五から二四八五まで、二四八八から二四八八まで、
二四九〇、二四九〇、二四九一、二四九一、二四九二、
二四九二、二四九四、二四九四、二四九五、二四九六、
二四九六、二四九七、二四九七、二四九八、二四九八、
二五〇〇から二五〇〇三まで、二五〇一、二五〇一、二五〇
三から二五〇三まで、二五〇三五、二五〇四、二五〇四、
二五〇四、二五〇五、二五〇六、二五〇六から二五〇六
まで、二五〇八、二五〇八、二五〇八から二五〇八まで、
二五〇九、二五〇九から二五〇九まで、二五一〇、二五一
一、「二五一、二五一、二五一、二五一、二五一、二五一
五、二五六、二五六、二五六、二五二四から二五二
五まで、二五二五及び二五二六並びにこれらに伴う道路及
に伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字三本松二〇一四の地先の水路

兵庫町大字若宮字四本杉二〇四九の地先の水路

兵庫町大字若宮字二本杉二二三、二二二六、二三二五、
二三三五三及び二三三二の地先の道路及び水路

兵庫町大字若宮字草原二二三八の地先の字二本杉の水路

兵庫町大字若宮字四本松二九四の地先の水路

兵庫町大字若宮字二本松二二九九の地先の字二本松の水路

兵庫町大字若宮字西屋敷二三四九の地先の水路

兵庫町大字若宮字二本松二三五四の地先の水路

兵庫町大字若宮字二本杉二四二七、二四二九、二四三八
及び二四八一七の地先の水路

兵庫町大字若宮字二本松二四二七、二四二九、二四三八
三の地先の水路

兵庫町大字若宮字屋敷二五九七及び二五九八の地先の字二
本黒木の水路

兵庫町大字若宮字傍示二六二三、二六二三、二六二八、
二六三三、二六三三及び二六三三四の地先の字二本黒木の水
路

●佐賀県告示第三百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、白石町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出が

あつた。

右の処分は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定による認証のあつた日からその効力を生ずる。

平成十七年六月六日

佐賀県知事 古川康

大字深浦字沖

大字深浦字一本杉二二〇八二から一二〇八三まで及び一二〇九一。

一部、四四七七、四五五六五^ホ及び四六〇七〇。
大字深浦字坊ヶ谷四四四一、四五四一、四四四二、四四二三、四四三、四四五五、四四五六から四四六五まで、四四五七及び四五四並びにこれらに伴う道路の区域
大字深浦字西坊ヶ谷四四七四の一部、四四七五、四四七六の一部、四四七七、四五五六五^ホ及び四六〇七〇。

区域を変更する 字の名称	同上に編入する区域
大字深浦字四本松	水路の区域 大字久間字一本黒木甲一六から甲一十一まで及びこれらに伴う 大字深浦字沖三一三八、三一三八四、三二三〇、三二三一、 三二三一、三二三三から三二三三一四まで、三二三三、三二三 三四から三二三三九まで、三二三四から三二三四四まで、三二三 五、三二三五、三二三六、三二三六、三二三七、三二三 七、三二三八、三二三八、三二三九及び三二三九並びに これらに伴う道路及び水路の区域 大字深浦字五本松三三四〇、三三四一、三二四二、三二 四三四から三二四三七まで、三二四六、三二四九、三二五〇、 三二五〇、三二五四、三二五四、三二五五、三二五五、 三二五六、三二五六、三二六二、三二六三、三二六三、 三二八五、三二八五、三二八八、三二八八、三二九一、 三二九一、三二九二、三二九二、三二九三、三二九三、 三二九四、三二九四、三二九四、三二九四、三二九四 三三から三三〇三四まで、三三〇七、三三〇七、 三三〇九及び三三一〇並びにこれらに伴う道路の区域 大字深浦字三本松三四七七、三四七八、三四七九及び三四 七九並びにこれらに伴う水路及び堤の区域 大字深浦字三本松三四八〇から三四八二までの地先の大字深浦字三本松の水路及び堤 の大字深浦字五本松三三一一 の大字深浦字五本松三五〇九二
大字深浦字堤の上	

大字深浦字花栗	大字深浦字三本松 大字深浦字坊ヶ谷 大字深浦字村搦 大字深浦字五本松 大字深浦字阿弥陀 大字深浦字阿弥陀 大字深浦字道祖 三二の地先の大字深浦字阿弥陀の道路 字阿弥陀の道路 大字深浦字村搦三〇二九、三〇二九、三〇三〇及び三〇 三二の地先の大字深浦字阿弥陀の道路 四六まで、四八四五、四八四五、四八六一、四八六一、 四八六一三から四八六二五まで、四八六三、四八六三、四八六
---------	---

平成17年6月6日(月)

平成17年 4月5日	株式会社芦原建設 佐賀市新栄東一丁目 6番2号	若原 清彦 佐賀県知事許可 (特-13) 第1022号	土木一式工事業、建築一式工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及びしゅんせつ工事業に関する特定建設業の許可	平成17年3月 24日
平成17年 4月6日	有限会社アイオンコー 伊万里市大坪町乙58 3番地7	樋渡 篤実 佐賀県知事許可 (般-16) 第10150号	土木一式工事業に関する一般建設業の許可	平成17年3月 22日
平成17年 4月11日	川添建築 唐津市北波多志気26 3番地	川添 孝幸 佐賀県知事許可 (般-12) 第6472号	建築一式工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装工事業に関する一般建設業の許可	平成17年3月 30日
平成17年 4月12日	有限会社牟田口造園 佐賀市久保泉町大字上和泉2659番地第2	牟田口幸男 佐賀県知事許可 (般-13) 第6841号	造園工事業に関する一般建設業の許可	平成17年3月 30日
平成17年 4月18日	松田電機商会 唐津市呼子町呼子41 81番地2	松田梅太郎 佐賀県知事許可 (般-13) 第8821号	電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可	平成17年4月 11日
平成17年 4月26日	大川建設株式会社 佐賀市三田川町大字吉田260番地1	藤村 哲男 佐賀県知事許可 (特-15) 第5538号	舗装工事業に関する特定建設業の許可	平成17年4月 6日
平成17年 3月29日	川原建設 佐賀郡大和町大字尼寺2607番地1	川原 信久 佐賀県知事許可 (般-12) 第8469号	建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成17年4月 18日
平成17年 3月30日	白武建築 杵島郡白石町築切11 44番地1	白武 徳平 佐賀県知事許可 (般-14) 第771号	建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成17年4月 18日

平成17年 4月26日	株式会社トウエイ興 業 唐津市厳木町中島13 64番地2	相島 勤 佐賀県知事許可 第8325号	土木一式工事業及び とび・土工工事業に 関する一般建設業の 許可	平成17年4月 20日	指定を変更 する市町村	変更後の 指定番号	変更理由	変更後の農業振興地域の範囲
平成17年 4月28日	株式会社浦川建設 藤津郡太良町大字多 良1361番地	浦川 康唱 佐賀県知事許可 (般-14) 第1162号	管工事業に関する一 般建設業の許可	平成17年4月 8日	伊万里市	5変4	国土利用計画法(昭 和49年法律第92号) に基づく土地利用基 本計画の農業地域の 縮小及び都市計画法 (昭和43年法律第100 号)に基づく用途地 域の拡大	次の区域を除いた区域 1 都市計画法に基づく用途地域 (平成17年4月1日付け伊万里市 告示第21号)及び臨港地区 2 港湾法(昭和25年法律第218号) に基づく港湾隣接地域 3 伊万里工業団地 4 規模の大きな森林の区域で林業 又は国土の保全のために利用すべ き土地
平成17年 4月28日	株式会社山儀建設 伊万里市黒川町真手 野3108番地	山口 登 佐賀県知事許可 (般-13) 第3154号	さく井工事業に関する一般建設業の許可	平成17年4月 6日				
平成17年 4月28日	有限会社加徳海事 藤津郡太良町大字大 浦丙1013番地5	山本 司 佐賀県知事許可 (般-11) 第9447号	土木一式工事業、と び・土工工事業、舗 装工事業、しゅんせ つ工事業及び水道施 設工事業に関する一 般建設業の許可	平成17年4月 4日				
平成17年 4月28日	野中工業 佐賀郡川副町大字大 井道626番地口1	野中 健嗣 佐賀県知事許可 (般-13) 第9738号	建具工事業に関する 一般建設業の許可	平成17年4月 6日				

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、指定図面は、佐賀県県土づくり本部農山漁村課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年6月6日

佐賀県知事 古 川 康

1 工事の概要

- (1) 工事名 地盤沈下対策事業白石平野地区龍神排水機場の電気設備製作据付工事及び海岸保全施設整備事業福富地区龍神排水樋門の操作設備製作据付工事について、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

平成17年6月6日

佐賀県知事 古 川 康

付工事

海岸保全施設整備事業福富地区龍神排水樋門の操作設備製作据付工事

付工事

- (2) 工事場所 佐賀県杵島郡白石町大字八平地内

- (3) 工事内容 本工事は、杵島郡白石町大字八平地内で施工する龍神排水機場の電気設備製作据付及び龍神排水樋門の操作設備製作据付を行うものである。

排水機場の電気設備製作・据付工事 1式

排水樋門の操作設備製作・据付工事 1式

	(4) 予定期工事 約7か月間	実績(共同企業体の構成員としての実績(は出資比率が20パーセント以上ものに限る。)を有すること。
2 共同企業体に関する事項	本工事の入札に参加できるのは、次に掲げる要件を満たす特定建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。	(イ) (ア)に掲げる工事の施工経験を有する監理(主任)技術者を当該工事に専任で配置できるものであること。
(1) 構成員の資格要件	ア　すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。 (ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により電気工事Aの決定を受けていること。	(ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
(2) 構成員の資格要件	(イ) 佐賀県内に本店を有する建設業者であること。 (ロ) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が3年以上であること。 (ハ) 電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。	(エ) 共同企業体の代表者以外の構成員は、受配電設備工事(機器の更新等の改良工事も含む。)について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。
(3) 出資比率	(1) 各構成員は、30パーセント以上の出資比率であること。 (2) 構成員の数 2社とする。	(オ) 代表者の要件 代表者は、同一の等級の者の間ではより大きな施行能力を有する者で、出資比率が構成員中最大である者とする。
(4) 代表者の要件	(3) 存続期間	(カ) 存続期間 ア　県工事の相手方となつた者 イ　県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで
(5) 存続期間	なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていいものは、同令第167条の4第1項の規定に該当しない者とする。	当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで
(6) 入札参加資格の確認基準日(平成17年6月27日)以前6か月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していいこと。	イ 共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすこと。 (ア) 受配電設備工事(機器の更新等の改良工事も含む。)について、平成7年4月1日から平成17年3月31までの間に元請として竣工した	3 入札参加申請書及び提出資料 (1) 公募型指名競争入札参加申請書 (2) 共同企業体協定書 (3) 共同企業体編成表 (4) 同種工事の施工実績調書及び実績を証明する書類

- (5) 配置予定技術者調書及び経験を証明する書類（共同企業体の代表者のみ）
 (6) 次に掲げる事項を記載した施工計画書

- ア 施工計画概要
 イ 主要工事の施工計画
 ヴ 安全対策

て配布する。
 聞い合わせ先

佐賀県武雄農林事務所総務課（武雄市武雄町大字昭和265番地）

電話番号 0954-23-5111

○ 教育委員会事項

- (7) 営業所一覧表

- (8) 経営事項審査結果通知書の写し

(平成15年12月1日から平成16年11月30日までの間に審査の基準日があるもの)

佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例施行規則を
 リリースする。

平成十七年六月六日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

○佐賀県教育委員会規則第111号

佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例
 施行規則

(趣旨)

(3) 提出方法

上記(2)の部局に持参すること。

なお、郵送又は電送による申し込みは受け付けない。

5 指名業者の選定

指名業者は、入札参加申請書及び提出資料の審査結果に基づき、本県の指
 名基準により選定する。

また、本工事の入札に参加できる者は、指名を受けたものに限る。

6 入札予定期

平成17年7月

7 その他

入札参加申請書及び提出資料作成要領等は、佐賀県武雄農林事務所におい

第一條 設置条例第二条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」と
 いへ）の指定を受けものとする者たる指定管理者指定申請書に次に掲げる
 書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

（申請の方法）

（1）設置条例第二条第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」と
 いへ）の指定を受けものとする者たる指定管理者指定申請書に次に掲げる
 書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。

（事業計画書）

（法人にあつては、法人登記簿の謄本）

（1）指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する

書類

- 四 その他教育委員会が必要と認める書類
(指定の基準)

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 佐賀県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。

- 二 少年自然の家の施設の平等利用が確保されること。

- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、少年自然の家の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

- 四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休所日)

第四条 設置条例第三条第四項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち少年自然の家の休所日は、指定管理者が必要があると認めた日とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定により休所するときは、教育委員会に協議しなければならない。
(使用者の範囲)

第五条 管理の基準のうち指定管理者が少年自然の家の施設の使用を許可することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 小学校の児童及び中学校的生徒を主な構成員とする少年団体
二 学校行事として利用する小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の児童及び生徒

- 三 前二号に規定する団体及び学校の指導者

- 四 その他教育委員会があらかじめ指定したもの
(使用の制限)

- 第六条 管理の基準のうち指定管理者が前条の規定にかかる少年自然の家の施設の使用を許可しうる場合に、次に掲げる場合とする。

一 少年自然の家の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合

二 少年自然の家内の秩序を乱すおそれがある場合

三 少年自然の家の施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 その他管理上必要があると認める場合

- 2 管理の基準のうち指定管理者が少年自然の家の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 使用許可申請書の内容に偽りがあつた場合

- 二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

三 その他指定管理者の指示に従わない場合

- 3 指定管理者は、第一項第四号の規定により少年自然の家の施設の使用の制限をしようとするときは、教育委員会に協議しなければならない。
(使用料の免除)

第七条 使用料条例第三条の規定により、次の各号のいずれかに該当するものは、使用料を免除する。

- 一 第五条第二号に規定する児童生徒のうち、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）に基づく教育扶助又は就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）若しくは盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第二百四十四号）に基づく就学奨励費の支給を受けている児童生徒

二 その他教育長が特に必要と認めるもの

- 2 使用料の免除を受けようとする者は、少年自然の家使用料免除申請書（様式第一号）を教育長に提出しなければならない。
(使用料の還付)

- 第八条 使用料条例第四条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとす

るものは、使用料還付請求書（様式第一号）を教育長に提出しなければならない。

（事業報告書の提出）

第九条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 少年自然の家の管理の業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（佐賀県少年自然の家の管理に関する規則の廃止）

2 佐賀県少年自然の家の管理に関する規則（昭和五十年佐賀県教育委員会規則第四号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の規定にかかわらず、少年自然の家の管理については、この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

様式第1号(第7条関係)

少年自然の家使用料免除申請書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

学校名

学校長名

(印)

電話番号

次の児童(生徒)に係る少年自然の家の使用料の免除を受けたいので申請します。

学年及び組	氏名	備考
年組		

- 注 1 申請書は、必ず入所前に提出してください。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

様式第2号(第8条関係)

使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

住 所
団体代表者名 印
電 話 番 号

次のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 号
納入年月日	年 月 日
還付を受けようとする 金額	金 円
還付を受けようとする 理由	
備考	
還付金振込口座	銀行 普通預金 支店 口座番号 信用金庫 当座預金
	口座名義人

注 1 この請求書には、使用料の領収証書(写し)を添付してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

申購
込先
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年六月六日印 刷及び發行者
佐賀県知事 古川康行

印 刷 定 日
所 毎週月
株 古川総合
金 印刷
曜 日